



業務および財産の状況に関する説明書

(平成 30 年 3 月期)

この説明書は、金融商品取引法 46 条の 4 の規定に基づき、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成されたものです。

I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号、登録年月日及び登録番号

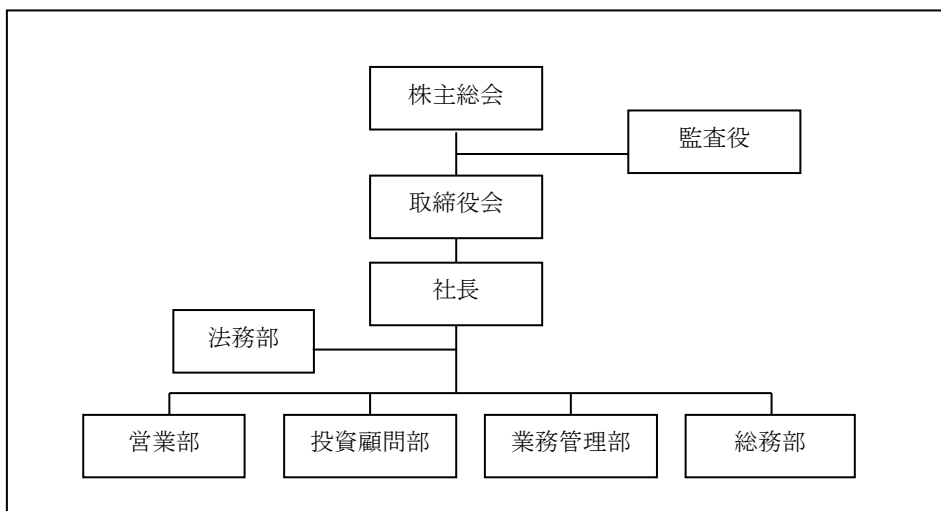
商 号 上田八木証券株式会社
登録年月日 平成 19 年 9 月 30 日
登録番号 関東財務局長（金商）第 29 号

2. 沿革

平成 19 年 4 月 12 日 上田八木短資証券準備株式会社設立
平成 19 年 6 月 27 日 証券取引法における証券業登録
上田八木証券株式会社に商号変更
平成 19 年 9 月 1 日 業務開始
平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法における金融商品取引業者登録
平成 20 年 4 月 4 日 投資助言・代理業の追加変更登録
平成 21 年 11 月 11 日 投資運用業（投資一任業務）の追加変更登録
平成 30 年 1 月 19 日 第二種金融商品取引業の追加変更登録

3. 経営の組織

(平成 30 年 3 月 31 日現在)





4. 主な株主の氏名又は名称、保有株式数及び議決権割合（平成 30 年 3 月 31 日現在）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
上田八木短資株式会社	48,000 株	100%

5. 取締役及び監査役の氏名及び役職名（平成 30 年 3 月 31 日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	常勤/非常勤
取 締 役 社 長 *	牧 野 隆 興		常勤
取 締 役	湯 原 徹		非常勤
取 締 役	浦 辺 洋 史	業務管理部長兼総務部長	常勤
取 締 役	川 東 史 和	投資顧問部長兼事業戦略担当	常勤
監 査 役	高 木 基 夫		非常勤

（注）*印は代表取締役です。

6. 政令で定める使用人（平成 30 年 3 月 31 日現在）

- ① 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名及び役職名

会社における地位	氏 名	担 当
法 務 部 長	伊 澤 博	法令等の遵守を指導

- ② 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名及び役職名

会社における地位	氏 名	担 当
取 締 役 投 資 顧 問 部 長 兼 事 業 戦 略 担 当	川 東 史 和	投資助言業務・投資運用業の統括
投 資 顧 問 部 次 長	ス ヴ ァ ン ・ カ ー ル ・ エ リ ッ ク ・ マ ク シ ミ ー リ ア ン	投資助言業務・投資運用業の統括

7. 業務の種別

- ① 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号）

有価証券の売買等

有価証券の売買等の媒介、取次ぎ及び代理

有価証券の募集、売出しの取扱い及び私募の取扱い



- ② 第二種金融商品取引業（金融商品取引法第 28 条第 2 項）
みなし有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる権利）の
売買、売買の媒介、売買の代理及び私募の取扱い
- ③ 投資助言・代理業
投資顧問契約に基づく有価証券等の価値等に関する助言
投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介
- ④ 投資運用業（投資一任業務）
投資一任契約の締結および金銭その他の財産の運用
- ⑤ 有価証券等管理業務
有価証券の保護預り業務
社債、株式等の振替に関する法律における口座管理機関としての振替業務

8. 本店その他の営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区日本橋本石町 1 丁目 1 番 9 号

9. その他の事業

該当事項はありません。

10. 指定紛争解決機関、加入している金融商品取引業協会および認定投資者保護団体の名称
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

日本証券業協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

11. 加入している金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

12. 加入している投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

登録している業種の種別ごとに、次のとおり苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。

① 第一種金融商品取引業

金融商品取引法第37条の7第1項第1号イに規定する指定第一種紛争解決機関「特定非営利活動法人 証



券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との間で、特定第一種金融商品取引業に係る苦情処理手続及びあっせん手続の利用に係る手続実施基本契約を締結しており、FINMACを利用し金融商品取引業等業務関連の苦情等の解決を図ります。

②第二種金融商品取引業

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会からの苦情等の解決の斡旋業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することにより、金融商品取引業等業務関連の苦情等の解決を図ります。

③投資助言・代理業

一般社団法人 日本投資顧問業協会からの苦情等の解決の斡旋業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することにより、金融商品取引業等業務関連の苦情等の解決を図ります。

④投資運用業（投資一任業務）

一般社団法人 日本投資顧問業協会からの苦情等の解決の斡旋業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することにより、金融商品取引業等業務関連の苦情等の解決を図ります。

II 当社の業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

米国トランプ政権とロシアとの不透明な関係を巡るロシアゲート疑惑の動向を警戒する中、好調な企業決算を背景に株式市場は全般的に堅調に推移しました。秋にはトランプ政権による法人税減税を盛り込んだ税制改革進展への期待から、米国株式市場は上昇を加速し、主要株価指数は軒並み史上最高値を更新しました。2018年2月には良好な雇用統計を受けた利上げ加速観測の高まりからNYダウが大幅に下落し、株式市場は世界的に大きく調整することとなりました。

米連邦公開市場委員会(FOMC)での利上げが緩やかに進んでいく予想の中、米長期金利については、地政学的リスクの高まりを受け一時的に低下する局面もありましたが、株高の流れを受けて上昇する地合いとなり、2018年に入ってから賃金や物価関連指標の上振れを受けて上昇幅を切り上げる展開となりました。

私募投信販売事業については、地域金融機関の投資ニーズが多いマルチアセット投資商品の拡充に努めつつ、地方銀行で長年資金運用に携わった実績のあるファンドマネージャーが投資助言する地域金融機関向けのマルチアセット投資商品の積上げを中心に、取扱残高を大きく伸ばしました。当期の私募の取扱高は899億円、当期末の取扱残高（直接名義登録を含む）は1,555億円（昨年度1,240億円）となりました。

投資一任事業については、年金コンサルティング会社のオルタナティブ投資推奨リストに加わったマルチセクター債券運用商品の運用受託を中心に契約資産残高を伸ばすことができました。マルチセクター債券運用商品については、従来取扱いのロー・ボラティリティ戦略にマクロのポジションを加えるハイ・



インカム・プラス戦略の円建て投資ビークルを設立し、リスク・リターン属性の選択肢を拡充しました。当期においては、既存顧客 3 基金による追加投資 28 億円に加えて新規顧客 5 基金及び既存顧客 1 基金による 66 億円の新規運用受託を獲得しました。実績が回復してきたグローバルマクロ戦略商品については、運用会社来日時にスモールセミナーを開催する等の丁寧な情報提供を実施するとともに、モニタリングを続けている見込顧客への営業推進を行った結果、新規顧客 1 基金による 5 億円の新規運用受託を獲得しました。日本債券アクティブ運用商品については、国内債券の入替ニーズのためにモニタリングを長く続けてきた新規顧客 1 基金による 8 億円の新規運用受託を獲得しました。当期から取扱いを開始したプライベート・クレジット投資商品については、既存顧客 1 基金から 20 百万ユーロのコミットメント金額を前提とする新規運用受託を獲得しました。

当期の新規運用受託は 8 件 79 億円、既存顧客による追加投資は 28 億円、当期末の投資一任契約資産残高は 586 億円（昨年度 440 億円）でした。

以上の結果、当期の営業収益は 361 百万円、営業費用は 291 百万円、営業外利益は 24 百万円となり、経常利益は 93 百万円、当期純利益は 61 百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

① 営業収益、純営業収益、経常利益、当期利益、資本金の額及び発行済株式総数

	第 11 期 (平成 30 年 3 月期)	第 10 期 (平成 29 年 3 月期)	第 9 期 (平成 28 年 3 月期)
営業収益	361,596 千円	287,253 千円	204,424 千円
純営業収益	361,596 千円	287,253 千円	204,424 千円
経常利益又は経常損失(△)	93,839 千円	40,561 千円	△18,797 千円
当期利益又は当期損失(△)	61,127 千円	33,350 千円	△19,087 千円
資本金	480,000 千円	480,000 千円	480,000 千円
発行済株式数	48,000 株	48,000 株	48,000 株

② 受入手数料の内訳

	第 11 期 (平成 30 年 3 月期)	第 10 期 (平成 29 年 3 月期)	第 9 期 (平成 28 年 3 月期)
委託手数料	— 千円	— 千円	— 千円
引受・売出手数料	— 千円	— 千円	— 千円
募集・売出の取扱手数料	— 千円	— 千円	— 千円
その他の受入手数料	361,596 千円	287,253 千円	204,423 千円
合 計	361,596 千円	287,253 千円	204,423 千円

③ トレーディング損益の内訳

該当事項はありません。

④ 株券の売買高及びその受託の取扱高

該当事項はありません。



⑤ 有価証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高

(単位：百万円)

	第 11 期 (平成 30 年 3 月期)	第 10 期 (平成 29 年 3 月期)	第 9 期 (平成 28 年 3 月期)
国債証券	—	—	—
社債券	—	—	—
株券	—	—	—
投資信託受益証券			
引 受 高	—	—	—
売 出 高	—	—	—
募 集 の 取 扱 高	—	—	—
売 出 し の 取 扱 高	—	—	—
私 募 の 取 扱 高	89,951	117,650	71,534
特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高	—	—	—

⑥ その他業務の状況

該当事項はありません。

⑦ 自己資本規制比率

(単位：百万円)

	第 11 期 (平成 30 年 3 月期)	第 10 期 (平成 29 年 3 月期)	第 9 期 (平成 28 年 3 月期)
基本的項目	351	290	257
補完的項目	—	—	—
控除資産	11	10	9
固定化されていない 自己資本 (A)	340	279	247
リスク相当額 (B)	80	70	66
市場リスク相当額	—	—	—
取引先リスク相当額	11	9	8
基礎的リスク相当額	68	60	57
自己資本規制比率 (A / B) × 100	424.0 %	399.2 %	373.0 %

⑧ 使用人及び登録外務員の総数

総数	第 11 期 (平成 30 年 3 月期)	第 10 期 (平成 29 年 3 月期)	第 9 期 (平成 28 年 3 月期)
役員 (うち外務員)	5 (1)	7 (1)	4 (1)
使用人 (うち外務員)	17 (12)	15 (11)	17 (11)
計 (うち外務員)	22 (13)	22 (12)	21 (12)



Ⅲ 当社の財産の状況に関する事項

1. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第 11 期	第 10 期
		(平成 30 年 3 月期)	(平成 29 年 3 月期)
		(平成 30 年 3 月 31 日現在)	(平成 29 年 3 月 31 日現在)
		金 額	金 額
流 動 資 産		389,156	343,099
現金及び預金		327,473	289,967
預託金		1,000	1,000
前払金		—	—
前払費用		2,850	2,609
未収入金		—	—
未収収益		57,832	49,523
固 定 資 産		8,864	8,296
有形固定資産		3,164	4,098
建物附属設備		748	705
工具器具備品		2,415	3,392
無形固定資産		240	298
電話加入権		130	130
ソフトウェア		110	168
投資その他の資産		5,460	3,900
長期前払費用		—	—
長期差入保証金		5,460	3,900
繰延資産		—	—
創立費		—	—
資 産 合 計		398,020	351,395
流 動 負 債		46,070	60,573
未払費用		17,027	11,701
未払法人税等		16,898	14,673
預り金		12,144	34,197
固定負債		—	—
退職給付引当金		—	—
負 債 合 計		46,070	60,573



株 主 資 本	351,950	290,822
資 本 金	480,000	480,000
利 益 剰 余 金	△128,049	△189,177
その他利益剰余金	△128,049	△189,177
繰越利益剰余金	△128,049	△189,177
純 資 産 合 計	351,950	290,822
負債及び純資産合計	398,020	351,395

損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第 11 期 (平成 30 年 3 月期)		第 10 期 (平成 29 年 3 月期)	
		金 額		金 額	
営 業 収 益			361,596		287,253
受 入 手 数 料		361,596		287,253	
金 融 収 益		0		0	
金 融 費 用			—		—
純 営 業 収 益			361,596		287,253
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			291,989		263,825
取 引 関 係 費		42,017		40,393	
人 件 費		184,712		174,097	
不 動 産 関 係 費		24,366		14,557	
事 務 費		25,505		24,040	
減 価 償 却 費		1,400		1,343	
租 税 公 課		6,596		3,754	
その他販売管理費		7,390		5,639	
営業利益又は営業損失 (△)			69,606		23,428
営 業 外 利 益			27,784		19,687
営 業 外 費 用			3,552		2,553
経常利益又は経常損失 (△)			93,839		40,561
特別損失			20,878		0
税引前当期純利益又は純損失 (△)			72,960		40,561
法人税、住民税及び事業税			11,832		7,211
当期純利益又は当期純損失 (△)			61,127		33,350



株主資本等変動計算書

第10期

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	480,000		—	—	△222,527	△222,527	257,472	257,472
当期変動額								
当期純利益	—		—	—	33,350	33,350	33,350	33,350
当期変動額合計	—		—	—	33,350	33,350	33,350	33,350
当期末残高	480,000		—	—	△189,177	△189,177	290,822	290,822

第11期

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	480,000		—	—	△189,177	△189,177	290,822	290,822
当期変動額								
当期純利益	—		—	—	61,127	61,127	61,127	61,127
当期変動額合計	—		—	—	61,127	61,127	61,127	61,127
当期末残高	480,000		—	—	△128,049	△128,049	351,950	351,950



個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記事項)

	第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
1. 記載金額の表記方法	千円未満を切り捨てて表記している。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	時価のあるもの・・・時価法 時価のないもの・・・移動平均法による原価法	同左
3. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産・・・定率法 但し、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法による。 建物は保有しておりません。 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物附属設備・・・15 年 器具備品・・・4 年～10 年 無形固定資産・・・定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5 年)に基づく定額法	同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。	同左
5. 消費税等の処理方法	税抜き方式	同左
6. 追加情報	—	—

(貸借対照表及び損益計算書に関する注記事項)

第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
1. 有形固定資産の減価償却累計額は、48,118,575 円	1. 有形固定資産の減価償却累計額は、46,775,269 円
2. 一株当たりの当期純利益は、1,273 円 49 銭	2. 一株当たりの当期純利益は、694 円 79 銭
3. 一株当たりの純資産額は、7,332 円 29 銭	3. 一株当たりの純資産額は、6,058 円 80 銭



(株主資本等変動計算書に関する注記事項)

第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
1. 当事業年度末日における発行済株式数 普通株式 48,000 株	同左
2. 当事業年度末日における自己株式数 普通株式 — 株	

(重要な後発事象に関する注記事項)

第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
該当事項はありません。	同左

2. 借入金の主な借入先及び借入金額

第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
該当事項はありません。	同左

3. 保有する有価証券(トレーディングに係るものを除く)の状況

第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
該当事項はありません。	同左

4. デリバティブ取引(トレーディングに係るものを除く)の状況

第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
該当事項はありません。	同左

5. 財務諸表に関する監査法人による監査の有無

第 11 期(平成 30 年 3 月期)	第 10 期(平成 29 年 3 月期)
当社は会社法上の大会社ではありませんので、財務諸表監査を受けておりません。 なお、当社は第一種金融商品取引業の顧客資産の分別管理に関する合意された検証業務を太陽有限責任監査法人に委嘱している他、投資一任業務の内部統制に関する保証業務(AT801(旧SSAE16))を新日本有限責任監査法人に委嘱しています。	同左



IV 当社の管理の状況に関する事項

1. 内部管理の状況の概要

当社および当社の全役職員が企業活動を行っていく上で遵守すべき社会的な規範として、当社は「行動規範」を制定し、これを公表しております。

当社は金融商品取引法を含む法令諸規則の遵守及び内部管理態勢の確保の重要性を認識し、社内規程の整備、その周知徹底及びエンフォースメント（法実行）に務めております。取締役業務管理部長を内部管理統括責任者、業務管理部課長を内部管理責任者として配置し、金融商品取引法を含む法令諸規則の遵守態勢を確保していくとともに、役職員への教育・指導を行っております。

内部管理統括責任者の責務は、役職員に対して金融商品取引法を含む法令諸規則遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備に努めることです。

また、その目的のために営業責任者及び内部管理責任者を指導・監督し、必要に応じて行政官庁及び日本証券業協会等との適切な連絡・調整を行うほか、投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関して重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長に報告する義務を負っております。

また、コンプライアンス・内部監査担当として法務部長を配置し、経営及び業務遂行について当社の事業規模に適切な内部統制が確保されているかを定期的に点検することとしております。

当社は、日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会及び外部セミナー業者等が主催するセミナーや講習会に役職員が積極的に参加することを奨励しており、最新の法令知識や業界動向を役職員で共有することに務めております。

2. 顧客資産の分別管理の状況

①有価証券の管理状況

当社は金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項の規定に従い、有価証券関連業及びその付随業務によりお客様から預託を受けた有価証券を確実かつ整然と管理し、自己の固有資産とは分別して管理しております。

➤ 国内籍投資信託（振替投資信託受益権）

社債、株券等の振替に関する法律に基づき、株式会社だいこう証券ビジネスにおいて、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、当社の振替口座簿においてお客様ごとの持分を直ちに判別できる状態で管理しております。

➤ 外国投資信託受益証券

海外の保管機関等において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、当社の帳簿等においてお客様ごとの持分を直ちに判別できる状態で管理しております。顧客有価証券に係る持分が判別できる状態で管理させることができない場合には、当社の帳簿等においてお客様ごとの持分を直ちに判別できる状態で管理しております。



(保護預り等有価証券)

(平成30年3月31日現在)

	国内有価証券	外国有価証券
株 券	— 千株	— 千株
債 券	— 百万円	— 百万円
受益証券	135,440 百万口	0 百万口
そ の 他	—	—

(受入保証金代用有価証券) (平成30年3月31日現在)

株 券	— 千株
債 券	— 百万円
受益証券	— 百万口
そ の 他	—

②金銭の管理状況

金銭に関しても同様に、同条第 2 項の規定に従い、有価証券関連業及びその付随業務によりお客様から預託された金銭等の顧客分別金の計算対象となる金銭の必要額について、お客様を元本の受益者とする顧客分別金信託として三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で信託契約を締結し、自己の固有資産と区別しております。

(顧客分別金信託)

(平成30年3月31日現在)

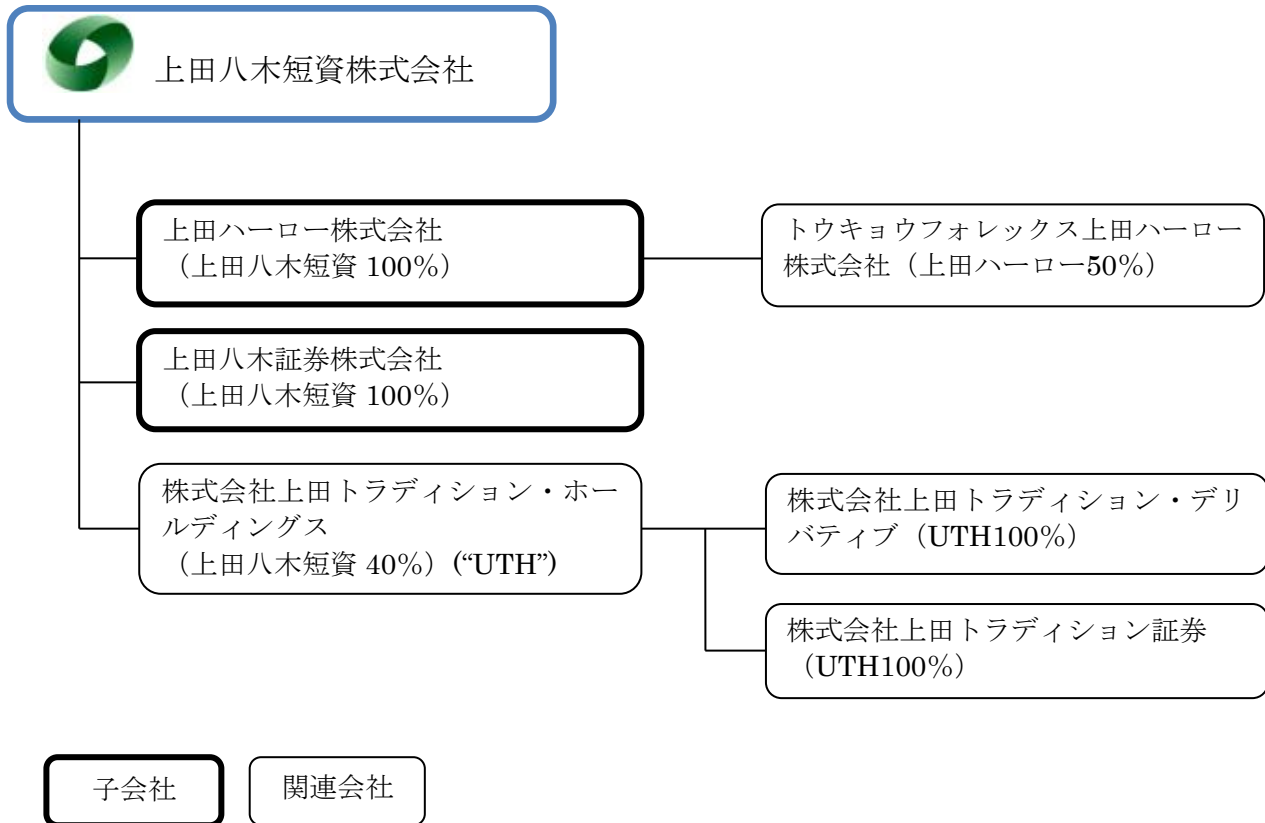
	金 額
直近差替計算基準日の 顧客分別金必要額	—
顧客分別金信託額	1,000 千円
期末日現在の 顧客分別金必要額	—



V 当社の子会社及び関連会社の状況に関する事項

1. 企業集団の構成

上田八木グループ系統図



(注) 出資比率 20%超を関連会社とし、50%超を子会社としております。

当社は、上田八木短資株式会社の 100%出資子会社で、オルタナティブファンドに係る投資助言業、投資運用業及び私募の取扱い等販売業務をコアビジネスとした金融商品取引業者です。

上田八木グループは、国内短期金融市場において円滑な資金融通に重要な役割を果たしている「上田八木短資株式会社」を中核に多くの機関投資家顧客及び事業法人顧客の国内外の資金調達・資金運用のニーズにお応えしております。

2. 子会社等の商号、所在地、資本金及び事業内容等

該当事項ありません。